

きずな

いのち。つながるマガジン Vol.8
2018.3





青色青光
黄色黄光
赤色赤光
白色白光

～すべての命が光り輝く社会をめざして～

世の中にはいろいろな人がいる。性別や年齢、性格、容姿の違いはもちろんのこと、考え方や価値観なども千差万別で、誰ひとりとして同じ人はいないといえるだろう。しかし、どのような違いがあろうとも私たちひとりひとりには等しく個人として尊重される権利を持ち合わせている。それが人権だ。人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」であって、人間らしく生きるために生まれながら有する普遍的で不可侵の権利だ。すなわち、私たちはいつ、どこで、どのように生まれようともひとりの人間として平等に尊重され、他者との違いは個性として認められるべきなのだ。また、私たちには自らの幸せを求めるために自由に考え、行動する権利があつて、他の人権を侵害しない限りにおいて決して誰からも制限されるものではない。

ところが、現実には個性として尊重されるはずの「違い」が社会に受け入れられず、差別を受けたり、偏見にさらされたりして生きづらさを抱えている人が大勢いる。いわば、私たちが人間らしく生きていくために最も大切で侵されるべきでない人権が、公権力や私人によって軽々しく踏みじられていくのだ。

宗祖親鸞聖人は、生きとし生けるものすべてを等しくいつくしみ、分け隔てなくお救いになれる阿弥陀如来のはたらきをよりどころとして、苦悩を抱える御同朋、御同行とともに生き抜いてこられた。今号は、その宗祖の姿勢を受けて、私たちひとりひとりが現実の人権問題と直面し、それぞれに自身の課題と捉えていただくことで「御同朋の社会をめざす運動」に資する誌面としたい。

行事広報部会 寺尾拓路

現実の人権問題

私たちはひとりひとりみな違う。そして、その違いによって不当に人権が侵害されて苦しんでいる人が大勢いる。平等な社会、「御同朋の社会」とは、ひとりひとりの違いが個性として尊重される世の中ではないだろうか。ここでは、誰にとっても無関係でない私自身の課題として現実の人権問題を紹介します。

日本国憲法14条1項
すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

女性

社会参加を妨げられたり、ストーカーや家庭内暴力などの被害を受けたりなど、女性の人権侵害が多くある。日本国憲法には男女平等の理念が明記されており、男女雇用機会均等法などの法整備も行われているものの、現実には今もなお、「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的にとらえる意識が社会に根強く残っており、このことが家庭や職場において様々な男女差別を生む原因となっている。

部落差別

日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、一部の人が長い間、経済的・社会的・文化的に低い状態におかれることを強いられてきた。生活環境の整備は進んだものの、教育や就労の格差などがまだ見られるほか、結婚に対しても人々の差別意識は依然として残る。また、昨今のインターネットの普及はこの問題をより深刻化しており、匿名での無責任な表現が差別を助長している。「部落差別の解消の推進に関する法律」が2016（平成28）年12月16日より公布・施行された。

子ども

いじめを苦に自殺する子ども、親の育児放棄で衰弱死する幼児など、痛ましい事件が後を絶たない。いじめやネグレクトは事柄の性質上、周囲の目に付きにくいところで起こり、被害者である子どもは身近な人に相談することをためらうことが多いことから、重大な結果に至って初めて表面化するという例が少なくない。

性的少数者 (LGBT)

同性愛者や両性愛者など性的指向が少数派であるがゆえに偏見にさらされ、差別に苦しむ人々がいる。2015年、東京都渋谷区議会が同性カップルに対して結婚に準じる関係と認めるパートナーシップ証明の発行が可決されるなど、理解は少しずつ進んできてはいるものの、同性愛と同様の権利とは程遠い。

障がい者

障がいを持つ人が車いすでのバス乗車を拒否されたり、アパートの入居を断られたりなどの事案がある。誰もが平等に住みよい社会にするためには、国や自治体による施策だけでなく、すべての人々がノーマライゼーションの理念を共有し、理解することが求められる。

沖縄基地・原発

特定の地域の住民にだけ大きな負担を強いること、そして安全だという確証のないまま不安な生活を送らせることは国家による重大な人権侵害だといえる。

【共に寄り添って生きるとは?】

【自分はどこに立っているのか?】

今の時代、スマートフォンやタブレット、すなわち個人端末からさまざまな情報をいつでもどこからでも収集できるだけではなく、自らがボタンひとつでリアルタイムな情報を発信できてしまう。今は私もその時代で生活している。便利な世の中になったと思う。これだけ簡単に情報が収集できてしまう昨今、直接みたり聞いたりしていない事でも、さも自分が体験した情報かのような錯覚、その情報が正しいのか、間違っているのか、考えずに思考を停止してしまうことが私の癖になっている。これから書かせていただく事は、私と友人の話である。友人と言うと、とても身近な存在ではあるが、その友人より、「共に寄り添って生きる」とは、どういうことなのか。【自分はどこに立っているのか?】改めて考えさせられた話である。

数年前、とある縁により彼と出会う。まだ出会う間もないある日の事、彼は私の目の前で薬箱を鞆の中から取り出して薬を飲んだ。私は「風邪?どこが悪いの?」と尋ねた。すると彼は一言



「うん…心がね…」と一言。とある病院で統合失調症と診断を受けていた。原因は不明、気が付いたら心が病に侵されていたという。彼の症状や痛みは、見た目では全く判断できず、心の痛みに関して、言語表現不能とのこと。しかし実際に彼は心が病に侵され、心

に痛みを感じているのである。彼の生活は、私が想像し得ないものであった。私も含め、この病気を認知、理解されない事から、世間では働き盛りの青年と言われる彼は定職には就きにくい。働けないわけではない。現に働いている。体調が悪い日は自宅で静養。そんな時、世間からは「ちゃんと働け」「お前は頭がおかしい」など直接言われる事も少なくないとの事。そうすると彼自身の問題だけではなくなる。彼と、そして彼の家族全員でその病と向き合っていないかなくてはならない。いや、病だけではなく世間とも向き合っていないかなくてはならない。私は、彼の話を聞くことがなければ、この病で虐げられている人がいるという事に気が付きもせず、考える事もなかった。私も傷つけ、虐げられている側の人間なのだ。彼から気づかされた。私が直接傷つくことを彼にしてなかったとしても、彼と私が共有している同じ世間で彼は傷ついている。自分には関係がないと終わってはならない。彼がどのような気持ちでこの度の執筆を了承してくれたのか。【無関心】であると言うことが疎外感であり、苦しい事だと話してくれた。【共に寄り添って生きる】という言葉や、【相手の気持ちを考える】という言葉、世の中には、数多く相手を想う良い言葉が存在する。この【良い】が故に、否定や反対する理由がないため、その言葉自体に対し思考を停

止してしまう。【寄り添う】とは、【気持ちを考える】とは、具体的な中身がでてこないのが私である。彼は無関心が辛いと話す。では【関心をもつ】ということの本当の意味とは、どういうものなのか、考えなくてはならない。考える上で私は、【健常者】【障害者】という言葉を使う時がある。よくよく考えると何をもちて健常者なのか、何をもちて障害者なのか。それ以前に、分ける必要が本当にあるのか。分けてしまっている自身の心のありようは何なのか、問わなくてはならない。少なくとも、私自身、健常者であると胸を張ってしまおうならば、【共に寄り添う】【気持ちを考える】と言った言葉が、一方的に相手へ押し付け、上からの物言いとなる。共に寄り添うなら、対等で同じ方向を向かなければならない。相手の気持ちを考えるなら、相手の状況や環境を正しく知り、そして共感、理解しなければならぬ。共に寄り添って生きる、この関係性を相手と築きあげるには、自身の心のありようが最も大切である。答えを見つけたず為に考える事は勿論大切な事である。しかし、私が今まで話してきた事は答えを導き、その答えがでれば終わりという事ではない。私は決して完璧な人間ではない。人に迷惑をかけ、人を悲しませ傷つけてしまう事があると自覚しなければならぬ。その上で、常に自分の立ち位置や視線、どのような立場で相手と接していかなければならないのか、考えなければならぬ。そして考えるだけではなく、歩み寄りなくては無関心と同じである。そして、共に寄り添って生きてゆける世の中になるよう、つとめ続けなければならない。

行事広報部会 藤田浩道

お前たちのことだ!!

松 嶋 澄 雄

昨年の暮れに、『教区報きずな』への「沖縄問題」について原稿依頼があった。沖縄問題と言っても、そこに含まれているものは、多岐にわたる。①日米安保条約、②アジア・太平洋戦争最終場面、陸軍による県民に対するの自決命令、③米軍による現住居を含む強制収用、④ノーベル平和賞を受けた佐藤首相による沖縄返還(?!)の疑惑、⑤日米地位協定、⑥世界一危険な普天間基地、⑦高江へのヘリパッド建設、⑧辺野古の米軍新基地建設、⑨米兵により銃発する女性への性的暴力、などなど少ない紙面では誤解を生む恐れもあり、本稿ではこれ以上触れない。



本稿の内容を思慮していた時、12月28日放映のテレビ朝日「モーニングショー」のコーナー、玉川コメンター『そもそも総研』をみて啞然。私が日頃感じている事を漫才で。ウーマンラッシュアワー、中川・村本さんのコンビ。村本脚本による、原発・沖縄・震災被災地・政治（社会の抱える問題）に関わること。歯切れがいい、アップテンポの掛けあい、これも紙面の都合で割愛。

玉川によるインタビュー要旨を記す。

- ▶ 村本は大飯原が立地する福井県おおい町出身。テレビや日常、原発の話は触れてはいけない事と、社会全体で無言の共有をしている。一体何故なのか?
- ▶ 熊本、東北の被災地は、もう終わったものと



「お前たちのことだ!!」

漫才の内容が、目の前の聴衆、テレビ視聴者対象であるのに、大笑いして、拍手までしている。お客が笑えば笑うほど、僕の中ではムカついてくる。皆、自分のことではないと思っている。ステージの最終のセリフ……

法名の本来化

―差別法・戒名墓石の実態からの取り組み―

私は仏弟子として 等しく二字の

法名『釋○○』を 名のりします

浄土真宗本願寺派長野教区は、1985（昭和60）年に「法名の本来化」を重点課題としました。浄土真宗では、本来は生前に帰敬式（おかみそり）を受式し、法名を受けることを願うとしていますが、大多数のご門徒さんは、葬儀の時につけられているのが現状です。本来化とあるように、本来の姿ではないあり方を問うものです。この取り組みの出発点は、規定外法名（釋○○以外）の現実でありました。規定外法名は、仏弟子（お釈迦様の家族となる）としての名のりを、

催された第3回世界宗教者平和会議において、当時の全日本仏教会（全日仏）代表による「日本に部落問題というのは、今はありません。」という発言、いわゆる町田発言を契機として、日本の宗教界の差別体質が問われました。1871（明治4）年「賤称廃止令（解放令）」が発布されてから、賤視された職業や役割、居住地等の封建的身分制度は解体します。しかし、加差別者は賤視・不浄観を基に、血縁・職業・居住地等を根拠に、あらたな排除の理論を作り出し差別し続けます。翌年に作成された「壬申戸籍」は、江戸時代の民衆支配を中心的に担った寺院が作成した宗門人別改め帳を受け継ぎ、封建的身分差別を存続させ、制度がなくなっても、血縁・居住地・身分記載が継続されました。その後、部落差別は温存・助長され、被差別部落の生活実態の

「法名の本来化」の背景には、1979（昭和54）年の、米国プリンストンで開

う免責事項を付け事務的に調査書を送付しました。備後教区の住職より部落解放同盟広島県連に、過去帳の差別記載について自己申告がなされ、差別の事実から、教えに背いた自己のありようから、部落差別の解消への歩みが始まりました。過去帳差別記載糾弾学習会や、同朋三者懇話会（備後・安芸教区、広島県連）がも

格差が広がり、無知・偏見による差別が拡大し、決して無くなつてはいませんでした。1922（大正11）年3月3日、全国水平社の創立大会が京都で開催されます。平等社会の実現に向けて立ち上がった人たちは、親鸞聖人の教えに生きる人たちでした。1967（昭和42）年に同和教育振興会が実施した「被差別部落の宗教調査」では、90%が浄土真宗であり、そのうち80%は本願寺派のご門徒さんです。町田発言は、「同和对策特別措置法」が実施され、「壬申戸籍」が封印となり、「部落地名総鑑」事件が引き起こされる中で、宗教者の社会に対する責任」という視点の欠如を露呈しました。差別の現実からの問いかけを自分自身のものでせず自分を傍観者の立場においてしまう、それが私たち僧侶の姿でした。部落解放同盟長野県連は「長野県差別戒（法）名調査委員会」を設け、全国に先駆けて1983（昭和58）年、被差別部落にかかわる墓碑と位牌について県下一斉の実態調査を実施しました。この結果、差別戒（法）名墓石が1811基、差別戒（法）名が2325名確認されました。その多くは江戸時代に「手引書」（戒名・法名を付けるため）に基づき、各宗派によって付けられたものであり、

明治以降も確認され、終戦後に建てられた墓碑もありました。差別戒（法）名墓石が「身元調査」の対象になることが問題となり、各地域で移転事業が行われ所属する寺院に安置されました。その墓石に向き合う時、差別を肯定し、差別することに何も疑問を感じない教えを構築してきた宗教者のあり様と、生きているときも死んでしまつてからも差別され、その事実を今後も伝え続けていく墓石のすがたの違いに怒りを持ち続け、どういう教えを受け止めていくのか、どういう社会を生きる人間になるのか、具体的な取り組みから、親鸞聖人の教えを引き戻す歩みをすすめます。さらに2008（平成20）年には差別戒名墓石16基が、新たに確認され、「同和问题」に取り組む長野県宗教教団連絡会議（長野県同宗連）として取り組み、移転された墓地の石碑を建て「人間の尊さに目覚め、これを実現する」と刻みました。差別戒（法）名墓石は「前世紀の遺物」ではなく「現代社会の指針」であります。

1983（昭和58）年、本願寺教団は「全日仏」の要請で、全寺院を対象に墓碑・法名・過去帳の調査を行いました。何が差別なのか、どれを差別とするのか事前の学習もなく、寺院名を公開しないとい

たれ、「真俗二諦」、「業・宿業」、「信心の社会性」の課題が示され、自らが差別者であることに気付かず、宿命として差別されることを諦めさせ、信心さえあれば差別はなくなるという、差別を温存・助長してきた事実を学ぶ研修会が、各教区・組で開催されました。差別の現実から、私と教団の体質を改める運動が展開されていきます。その中、教団内の差別事件は止むどころか、1993（平成5）年から1995（平成7）年にかけて「本願寺連統差別事件」が起き、5回にわたる糾弾会の中で再調査の必要性を厳しく指摘されました。

1983年調査から14年が経過した1997（平成9）年、教区や組において事前学習会が実施され「差別法名・過去帳調査」が実施されます。住職（過去帳管理者）の責任における主体的な取り組みとして実施し、前回調査以上の「差

別の現実」の報告がなされました。この調査によって「過去帳の書き換え」「過去帳のあり方と公開性」「院号」「反差別の教学」などの問題が明白となり課題化されることとなります。更に、部落差別に取り組んできた同朋運動に学び、歴史的に染み込んだ慣習・制度を問い直し、差別・被差別からの解放をめざす一人ひとりとなることをめざしています。「十方衆生」の呼びかけに、私一人と受けとめ、この社会で「十方衆生」を見出す歩みです。そこには無関心という「他人事」も「傍観者」もありません。

親鸞聖人は、鎌倉時代に「仏教とは何であるか」を、専修念仏として法然聖人から受け継ぎ、社会の価値観によって、いのちに淨穢・優劣が付けられ、正しいことを誤りとし、邪偽なものがまかり通る時代に、浄土の真実を通して問い続けることを浄土真宗として示されました。「法名の本来化」は、多くの問題を課題化した取り組みです。

「沖繩差別」「外国人差別」「福島差別」「障がい者差別」「男女差別」「アイヌ民族差別」などを支える意識を見抜き、いのちの尊さに目覚め、これを実現する「御同朋の社会をめざす運動」を推進していきます。

長野教区東日本大震災復興支援活動記録

2016年8月～2017年12月7回支援



35陣・2月



36陣・7月



37陣・10月

2016年

8月活動

期日 ▼ 2016(平成28)年8月5日(金)～6日(土)
 参加者 ▼ 4名
 内容 ▼ 仙台別院地域交流会第47回仙台七夕花火祭りに併せ、お蕎麦ポップコーンを提供。
 合計[250食]

5日(金) 18時～/「仙台別院地域交流会・納涼まつり」(300食)
 6日(土) /名取市応急仮設住宅「雇用促進住宅」・「箱塚校仮設住宅」
 「若林西復興公営住宅」・「関上地区」 訪問

12月活動

期日 ▼ 2016(平成28)年12月18日(日)～21日(水)
 参加者 ▼ 16名(信濃むつみ高校生7名)
 内容 ▼ ふれあい交流会/温かい信州蕎麦・ポップコーン・綿あめ・リンゴ配布/お楽しみゲーム大会・手芸品配布(信濃むつみ高校生) /合計約680食(3日間)

18日(日) 夕方/仙台市 燕沢東市営住宅集会所 約100名、230食(新規)
 19日(月) お昼/巨理町 働く婦人の家 約100名、200食(新規)
 夕方/名取市 箱塚校仮設住宅 約80名、120食(6度目)
 20日(火) お昼/仙台市 若松会 約35名、65食(6度目)
 夕方/名取市 雇用促進住宅愛島宿舎 約35名、65食(10度目)

2017年

2月活動

期日 ▼ 2017(平成29)年2月19日(日)～22日(水)
 参加者 ▼ 18名(信濃むつみ高校生10名)
 内容 ▼ ふれあい交流会/温かい信州蕎麦・ポップコーン・綿あめ・リンゴ配布/サックス演奏/お楽しみゲーム大会・手芸品配布(信濃むつみ高校生) /合計約500食(3日間)

19日(日) 夕方/名取市「箱塚屋敷仮設住宅」約50名、「80食」(6度目)
 20日(月) お昼/名取市「館腰サロ」約50名、「100食」(2度目)
 夕方/名取市「美田園第一仮設住宅」約80名、「180食」(5度目)
 21日(火) お昼/「教化センター」南三陸さろん仙台会約45名、55食(新規)
 夕方/名取市「愛島東部仮設住宅」約50名、「90食」(6度目)



38陣・12月



8月



34陣12月

7月活動

期日 ▼ 2017(平成29)年7月23日(日)～26日(水)
 参加者 ▼ 17名(信濃むつみ高校生9名)
 内容 ▼ ふれあい交流会/温かい信州蕎麦・ポップコーン・かき氷(夏季限定)/お楽しみゲーム大会・手芸品配布(信濃むつみ高校生) /合計約500食(3日間)

23日(日) 夕方/仙台市「霊屋下第二市営住宅集会所」約100名、150食(新規)
 24日(月) お昼/「教化センター」ひまわり会約40名、50食(新規)
 夕方/仙台市「若林西市営住宅集会所」約100名、150食(3度目)
 25日(火) お昼/名取市「美田園北復興公営住宅集会所」(JICA美田園サロ)約70名、100食(新規)
 夕方/名取市「植松入生仮設住宅」約30名、50食(5度目)

8月活動

期日 ▼ 2017(平成29)年8月5日(土)～6日(日)
 参加者 ▼ 4名
 内容 ▼ 仙台別院地域交流会「第48回仙台七夕花火祭りに併せ、お蕎麦ポップコーンを提供」。
 合計[300食]

5日(土) 18時～/「仙台別院地域交流会・納涼まつり」(300食)
 6日(日) /名取市「雇用促進住宅」・「荒浜地区」・「関上地区」 訪問

10月活動

期日 ▼ 2017(平成28)年10月1日(日)～4日(水)
 参加者 ▼ 16名(信濃むつみ高校生7名)
 内容 ▼ ふれあい交流会/温かい信州蕎麦・ポップコーン・綿あめ/お楽しみゲーム大会・手芸品配布(信濃むつみ高校生) /合計約680食(3日間)

1日(日) 夕方/仙台市「燕沢東市営住宅集会所」約100名、150食(2度目)
 2日(月) お昼/名取市「関上さいかい市場」約150名、180食(4度目)
 夕方/若林区「久保田東集会所」約100名、120食(新規)
 3日(火) お昼/名取市「関上中央第一団地B棟C棟間広場」約80名、120食(新規)
 夕方/仙台市「小田原市営住宅集会所」約70名、100食(新規)

12月活動

期日 ▼ 2017(平成29)年12月17日(日)～20日(水)
 参加者 ▼ 9名
 内容 ▼ ふれあい交流会/温かい信州蕎麦・ポップコーン・綿あめ・リンゴ・銀杏配布/手作り手芸品配布/サックス演奏/合計約400食(3日間)

17日(日) 夕方/仙台市「落合市営住宅集会所」約55名、130食(新規)
 18日(月) お昼/「東松島市」二反浜集会所約30名、80食(新規)
 夕方/「東松島市」宮戸室浜復興公営住宅集会所約25名、60食(4度目)
 19日(火) お昼/若林区民間借上げ住宅集会所「若松会」約30名、60食(7度目)
 夕方/名取市「箱塚屋敷仮設住宅」約15名、50食(7度目)

長野教区では、今後も災害復興ボランティアを継続していきます。現地ボランティアにご参加いただける方、支援物資を提供していただける方は下記までお問い合わせください。

「御同朋の社会をめざす運動」長野教区委員会 TEL.026-232-2621 (長野教区教務所内)

※この活動は、皆さまにご賛同いただいた「たすけあい募金」をもとに進めてまいりました。引き続きのご協力をよろしく願いたします。